

# 令和6年度羽曳野市立中央スポーツ公園 キッチンカー等出店者(夏季)募集要項

## 1. 目的

市民プール事業と並行してキッチンカー等による飲食物販売を行うことで、市民プール・中央スポーツ公園の利用促進及び地域の産業・経済の活性化といった賑わいづくりの相乗効果を目的として、市立中央スポーツ公園において、同公園利用者及び市民プール利用者等に対して飲食物の販売を希望するキッチンカー等の出店者を募集する。

## 2. 募集内容

### (1) 出店場所

羽曳野市立中央スポーツ公園内 1日 2区画(最大)  
1区画 3m×5m=15㎡ 区画数の詳細は別紙「見取図」参照

### (2) 出店期間

令和6年7月27日(土)～令和6年8月31日(土)

### (3) 出店許可時間

9時30分～17時30分

なお、行政財産の管理上やむを得ない事情がある場合は変更することがある。

<実施場所への入退場について>

入退場はキッチンカー入退場路(別添「見取図」参照)から行うものとし、事前に配付する「教育財産使用許可書」を携帯の上、出店区画に駐車し準備を行うこと。

また、出店区画及びその周辺の清掃及び片付け等を行い、原状復帰して退場すること。

### (4) 1日あたりの応募区画数及び出店日数

応募について、1事業者は1日あたり1区画とし、最大出店日数は15日とする。ただし、区画に空きがある場合は最大出店日数を適用せず、また1事業者が複数の応募者として応募することは不可とする。

### (5) 販売品目

酒類を除く飲食物で、保健所から食品衛生法に基づく適切な営業許可を得ているもの。なお、テーブル、椅子等の使用は認めず、テイクアウト販売に限る。

### (6) 出店料(教育財産目的外使用料)及び出店に係る費用

出店料は1日1区画あたり1,500円とし、出店に係る食器や原材料等の費用は出店者の負担とする。

出店割当された区画に係る出店料については、事前に徴収し、原則返金しない。

ただし、雨天等、出店者の責めに帰すことができない事由により出店を中止する場合は、出店料を返金する。

※出店料は委員会の発行する納入通知書により納入期限までに納入すること。

### (7) その他

・雨天、強風等での出店中止の判断は各出店者で判断し、出店を中止する場合は(市民プール管理棟：072-927-9157 ※7/20～8/31に限る)へ連絡すること。

## 3. 応募資格等

### (1) 応募者の資格

①個人事業主の場合にあつては、羽曳野市内に実店舗を持つ者、又は、キッチンカー等を用いて販売を行う羽曳野市在住の者であること。法人の場合にあつては、主たる営業所の所在地が羽曳野市内であること。

ただし、販売メニューに本市産の食材(加工したものを含む)を使用したものを1品以上提供し、出店中もそのことを明示する場合は、上記の居住地及び所在地の要件は問わないものとする。

②調理営業に関して必要な許可及び資格を有すること。

③生産物賠償責任保険(PL保険)等に加入していること。

④地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定(契約締結の能力を有しない者、破産者で復権を得ない者、暴力団員等)に該当しないこと。

⑤会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがないこと。

⑥税を滞納していないこと。又は、所定の納税猶予を受けていること。

## (2) 出店上の留意事項

- ①施設内の電気設備、水道設備、排水設備の使用は原則として認めない。発電機等は出店者にて用意すること。
- ②火器又は発電機を使用する場合は、消火器等を必ず備えること。また、安全対策を万全にし、事故防止に努めることとし、必要な措置を講じること。
- ③施設の利用者及び近隣住民等の迷惑にならないよう努めること。また、音響設備の使用は認めない。
- ④車両の移動及び配置に際しては、歩行者及び他の車両等との事故がないよう万全の注意を払うこと。また、点字ブロックの周囲に駐車したり物を置いたりしないこと。なお、複数車両での来場は禁止とする。
- ⑤食中毒等が発生しないよう対策をとること。
- ⑥閉店後は、清掃、片付けを行うこと。自分の店舗で出たごみを回収するためのゴミ箱を設置し、発生したごみはすべて持ち帰ること。
- ⑦荒天等により出店をとりやめる場合などは、事前に市に連絡すること。
- ⑧出店による事故、苦情等のトラブルは、出店者の責任において対処すること。
- ⑨行政執行上の理由により、出店場所の使用ができなくなった場合、販売中止の指示に従うこと。
- ⑩出店に伴い発生した市及び第三者への損害について、一切の責任を負うこと。
- ⑪本事業について、市がアンケートその他の照会をする場合や、所轄の消防署による点検が実施される場合は、これに応じること。
- ⑫本要項に規定する応募資格等のほか、地方自治法、羽曳野市行政財産使用料条例、羽曳野市立中央スポーツ公園条例等の関係法令に違反した場合、出店許可を取り消す。

## 4. 応募方法

### (1) 応募期間

令和6年6月27日（木）～令和6年7月10日（水）17時30分まで

なお、応募期間終了後も空いている出店枠がある場合は追加募集をすることがあります。

### (2) 応募書類

- ①出店申込書
  - ②誓約書兼同意書
  - ③出店希望調査票
  - ④調理営業に必要な許可書等の写し（保健所からの営業許可書の写し等）。レンタルの車両を使用して出店する場合は、原則として当該車両の借り受け期間中は申請者に名義を変更するとともに、当該車両に係る営業許可証の写し、当該レンタル契約及び名義変更に係る書面の写しを提出すること。
  - ⑤教育財産使用許可申請書
  - ⑥販売に使用するキッチンカー等の写真（ナンバープレートが確認できるもの）
  - ⑦出店時のメニュー、価格、及び料理写真のデータ
- ※出店決定後、周知活動の中で使用する場合あり。後日提出可。

### (3) 提出方法

〔窓口・郵送〕 羽曳野市教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課  
〒583-8585 羽曳野市誉田4-1-1（別館3階）  
電話 072-947-3901(直通)  
窓口は9:00～17:30（土、日、祝日を除く）の間

〔電子メール〕 [sports-shinkou@city.habikino.lg.jp](mailto:sports-shinkou@city.habikino.lg.jp)

※締切日に必要書類が揃っていない場合は申込不可とします。

応募書類は、市ウェブサイトからダウンロード可能。こちらから→



### (4) 出店区画の割り振りについて

出店区画の割り振りについては、当課で行いますのでご了承ください。また、出店区画の決定は7月17日（水）までに、電子メールにて連絡します。